

第394回南国市議会定例会会議録

第6日 平成29年3月14日 火曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
18番 土居篤男君	19番 福田佐和子君
20番 西岡照夫君	

＊

欠席議員

17番 浜田勉君	21番 今西忠良君
----------	-----------

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター 所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子君	福祉事務所長 中村俊一君

教 育 長	大 野 吉 彦君	教 育 次 長 兼 課 長	竹 内 信 人君
生涯学習 課 長	谷 合 成 章君	学 校 教 育 委 員 會 監 事 長	細 川 千 秋君
農 業 委 員 會 長	土 橋 愛君	消 防 長	小 松 和 英君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	秋 田 節 夫君	次 長	公 文 知 子君
書 記	岡 崎 辰 彦君		

議事日程

平成29年 3月14日 火曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第9 議案第9号 平成28年度南国市水道事業会計補正予算
- 第10 議案第10号 平成29年度南国市一般会計予算
- 第11 議案第11号 平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成29年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成29年度南国市介護保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成29年度南国市水道事業会計予算
- 第19 議案第19号 平成29年度南国市下水道事業会計予算

- 第20 議案第20号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 南国市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 南国市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第32号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第33号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 第34 議案第34号 市道の認定について
- 第35 議案第35号 普通財産の無償貸付けについて
- 第36 議案第36号 普通財産の無償貸付けについて
- 第37 議案第37号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第38 報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第39 報告第2号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第40 報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について
- 第41 報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第41まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第37号まで、報告第1号から報告第4号まで

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第37号まで及び報告第1号から報告第4号まで、以上41件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） 議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算中、債務負担行為のコールセンター誘致促進奨励金、平成29年度から平成34年度まで4,660万円について質問をします。

以前にも、このコールセンターの同じような懸案が出されていきました。その後のそのコールセンターによる市民雇用の実績及び市民の就労状況についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回のこの奨励金でどのくらいの市民雇用が見込めるのか、それもお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） おはようございます。

村田議員のコールセンター促進奨励金の件について答弁させていただきます。

南国市コールセンター等設置奨励金については、南国市企業立地促進基本条例の規定に基づき、企業の立地の促進に資することを目的としており、雇用者を対象とした人材育成研修に係る費用、市内の新規雇用者の給与、土地・家屋の賃借料等に対する支援を、雇用人数に応じて3年から5年行うものです。

現在、奨励金の活用の予定としては、四万十市で旅行のオンラインチケット販売などを営む事業所のサテライトオフィスの創業について事業計画を承認しております。この事業所については、営業を2月1日より開始しており、平成29年度から5カ年で奨励金の交付を予定しております。当事業所につきましては、現在、正社員9名、パート1名を雇用、うち市民の雇用に

については、正社員3名、パート1名となっております。継続的にハローワークでの求人を行っており、最終的には25名ほどの雇用を計画していることから、一定南国市民の雇用も見込まれるものと思われます。今後とも、支援制度のPR等を行うことにより、企業誘致に努めてまいります。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） コールセンターについては、以前にもたしか同じような案件があったと思うのですが、それからコールセンターに市民雇用がされてきているのでしょうか。そのときにコールセンターのことで少し問題になったのは、コールセンターの就業内容なんですけど、お客様の苦情を聞くとか、販売の受け付けをすとかで、なかなか苛酷な就業状況が他のところで見られておまして、そのことが少し問題になり、それから残業とかそういう就労環境、そのことなども問題になっていました。以前に開設された、そのコールセンターの状況を把握されておられるようでしたら、そのことをお聞きしたいと思います。

それから、安倍首相とそれから経団連がした会合の中で、超過勤務100時間までをオーケーとするような、そういう話し合いになっています。80時間から100時間っていうのは過労死ラインに入る時間帯で、そういうことも問題になると思うのですが。このたび、また奨励金を出して市民雇用のために市費を投じるということですので、ただ市費を投じて雇ってもらえばいいということではなく、そちらに雇用される市民の就労環境、そういうものについてもやはり意見を言って、就労状況を整えていただくような、そういうこともしていかなければならないと思いますが。以前のコールセンターの状況と、それから、これからの就労に関する市の関与、就労状況、市民の健康な就業のための、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高君） 村田議員さんの2問目にお答えさせていただきます。

以前あったコールセンターの状況についてということなんですが、済いません、その件については、ちょっと状況をよう把握してない部分であります。

今回予定をしております、四万十市で事業を行っておる事業所のサテライトオフィスにつきましては、県等の支援も受けながらやっておる企業さんで、業績も順番に伸びておるといことでありますので、一定事業所としては優良なといいますか、きちんとした事業所であると思っております。なお、今後とも市民の雇用状況、就労状況については確認をしながら見ていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 議案第10号平成29年度南国市一般会計予算について質疑を行います。
国保会計はもちろん、その他の会計にも繰出金を繰り出しております。それぞれの会計に繰り出している内訳について、それぞれお尋ねをしたいと思っております。

それと同時に、その繰出金の根拠、出さなければならないとか、それ以上出してはいけないとか、それ以下ではいけないとか、そういう細かな規則があるかどうか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 土居議員さんの繰出金についての質問についてお答えいたします。

平成29年度当初予算に計上しております特別会計、企業会計の繰出金につきましては、農集特会につきましては1億2,584万円、国保特会につきましては5億1,557万4,000円、介護特会5億9,291万5,000円、後期高齢特会1億9,763万円、下水道会計2億9,421万9,000円で、上水道会計につきましては1,775万円、特別会計、企業会計への繰出金の合計につきましては17億4,392万8,000円となっております。こちらにつきましては、対前年4,891万8,000円の増ということになっております。基本的に特別会計、企業会計等につきましては、繰り出し基準に基づいて繰り出しはしております。ただ、農集特会につきましては、ある意味、政策的に赤字補填というような形も含めて、歳入歳出を合わすような形での繰り出しとなっております。なお、下水道会計につきましては、29年度から企業会計になりますけれども、それにおきましても、いわゆる雨水対策及び事務費等の繰り出し基準に基づきまして繰り出しをしております。国保、介護、後期高齢、まあ国保におきましては、今回29年度から財政安定化支援事業費の繰出金、こちらのほうを8割から10割、こちらのほうも繰り出し基準内ということになりますので、基本、農集以外につきましては、繰り出し基準に基づいて繰り出しをしておるということになりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 繰り出し基準に基づいて繰り出しておりますというふうに答弁がありました。この基準というのは法律で定められて、それ以上出したらいかんとかという縛りのある代物ですか、それとも南国市が独自に基準を設けてやれるものですか。県や国が出したらいかんという性格のものかどうか、お聞きをしたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 繰り出し基準につきましては、国から示されるものでございまして、そちらに基づきまして地方自治体につきましては、繰り出し基準の中で繰り出しをするというような形にはなりません。ただし、農業集落等一部につきましては、繰り出し基準の中で例外的に取り扱いすることが可能というような形になっておりますので、それに基づきまして、農集特会には出しておるといったような形になっております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 議案第13号の質疑を行います。

南国市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。この中に繰入金とあるのが一般会計から支出をされた財源だと思います。1億2,584万円、先ほども答弁がありましたが。そして歳入の中に分担金がありまして、これが190万円予算が計上されております。使用料は3,087万円。この農業集落排水事業というのは植田から浜改田まであるわけなんです。この運転については使用料で賄うとか、そういう基本方針があると思います。そして、この設備をするについては、分担金として1世帯当たり、加入するときにいただいておりますが、それによって設備が、初期投資が賄われるとそういうことで、地域の衛生環境を向上させようという目的で農業集落排水事業がやられたと思います。この分担金、その地域の加入世帯の何割が接続、加入しているのか。100%すれば設備資金が賄えるのかどうか、これをお聞きをしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。上下水道局長。

〔上下水道局長 西川博由君登壇〕

○上下水道局長（西川博由君） 土居議員さんの質問にお答えします。

現在、加入率といたしまして、浜改田処理区が約61%、久礼田処理区が75%、国府処理区が72%でございます。歳出の事業費といたしまして4,223万3,000円、公債費が1億1,587万円、その他予備費等で51万円でありまして、事業費の4,223万3,000円が、現在、集落排水事業全体で約7割の加入率でありますので、100%になった場合には、ほぼ事業費は賄えるということになります。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 事業費は、100%加入すれば賄えるという答弁でございました。排水管理費と排水施設費ですね。それで起債を起こして設備をつくっている。その支払いが公債費として計上されておって、それがその排水事業に加入している方からの費用では賄えないということで、他会計から繰入金が行われていると思います。

これが悪いとは言いませんが、やはりこの地域の衛生環境を向上させようという目的でつくられた施設でございますので、こういう一般会計からの繰入金が行われているものと思います。そういう点では、国保会計とか、その他の会計にも基準に従っているとはいえ、一般財源からの繰出金が認められているわけです。政策的にこういう事業をやろうと、政策で優先をしてこういう事業に出しているものと思います。私はその基準があって、それがけしからんとも言うつもりもありませんが、やはりその一つ一つの特別会計の目的がありますので、その目的を尊重して、一定の農集については例外だと言われましたが、例外が政治判断で認められるのではないかというふうに思います。こういう点、農業集落排水事業は例外だと言われましたが、財政課長にその例外を他の会計にも認める方法はないか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 土居議員の2問目についてお答えいたします。

農集特会につきましては、御存じのとおり、先ほど上下水道局長も申し上げましたが、赤字分の補填というような形となっております。ただ、ほかの会計につきましては、基準内ということで、特に国保会計、介護特会、後期高齢のいわゆる保険の特会につきましては、介護特会、後期高齢特会につきましては市の負担割合等決められ、介護におきましては3年ごとに保険料を見直し、後期高齢特会におきましても2年ごとに保険料を見直して、その給付費に応じた保険料というものを設定するような形で運用されております。国保特会につきましては、これま

で基金等がございましたので、そういったことで見直し等がされてなかったというような経緯もありますけれども。こういったことから基本的には、国保、介護、後期、それぞれ特会におきましては、基準内というようなことでいくことが本来的ではなかろうかというふうには思っております。なお、それぞれ市の持ち出しというような形で負担割合を定めていくということになりますと、当然、一般会計全体的な財政状況にも影響がされるということになりますので、今回の2割分の増額だけでも約2,000万円増額というような形になっております。こういったことを各それぞれの保険等で取り組むということになりますと、かなりの財政負担が必要になってくるということもございますので、財政課長として、財政全般的に健全財政を営んでいく上では非常に難しいのではなかろうかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 財政の健全化の上からは、どうしても特別にえこひいきするわけにはいかんというふうには受けとめました、その基準を厳格に守らなければならないということになっているのかどうか、そこら辺がいま一つわかりません。守るべきものと考えているとかいうことで、考えるんじゃなくて、いかんということなのか、超えてもいいですよということなのか、そこな辺もう一度御答弁をお願いします。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 財政運営上といいますか、国の基準が基本1番ということにはなりませんので、まずそれに違反してはだめだというふうには考えております。あくまでも市として、その政策的にそれへ取り組むということを経れば、決定すればあり得るということにはなろうかと思っておりますけれども、通常の財政運営上は、それは繰り出し基準以上の繰り出しというものは認められないというふうに理解しております。

○議長（西岡照夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第15号の質疑を終結いたします。
議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第16号の質疑を終結いたします。
議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第17号の質疑を終結いたします。
議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第18号の質疑を終結いたします。
議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第19号の質疑を終結いたします。
議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第20号の質疑を終結いたします。
議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第21号の質疑を終結いたします。
議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第22号の質疑を終結いたします。
議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第23号の質疑を終結いたします。
議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第24号の質疑を終結いたします。
議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第25号の質疑を終結いたします。
議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第26号の質疑を終結いたします。
議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第27号の質疑を終結いたします。
議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第28号の質疑を終結いたします。
議案第29号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第29号の質疑を終結いたします。
議案第30号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第30号の質疑を終結いたします。
議案第31号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第31号の質疑を終結いたします。
議案第32号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第32号の質疑を終結いたします。
議案第33号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第33号の質疑を終結いたします。
議案第34号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第34号の質疑を終結いたします。
議案第35号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第35号の質疑を終結いたします。
議案第36号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第36号の質疑を終結いたします。
議案第37号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 議案第37号の質疑を終結いたします。
報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第1号の質疑を終結いたします。
報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第2号の質疑を終結いたします。
報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第3号の質疑を終結いたします。
報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 報告第4号の質疑を終結いたします。
これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議案第37号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議案第37号は同意することに決しました。

なお、報告第1号から報告第4号まで、以上4件につきましては、議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

*—————

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（西岡照夫君） ただいま議題となっております議案第1号から議案第36号まで、以上36件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

*—————

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第3号 平成28年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第10号 平成29年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第13款予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

議案第12号 平成29年度南国市土地取得事業特別会計予算

議案第20号 南国市税条例等の一部を改正する条例

議案第31号 南国市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第32号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第33号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

産業建設常任委員会

議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

第11款災害復旧費

議案第2号 平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算

議案第4号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第7号 平成28年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算

議案第9号 平成28年度南国市水道事業会計補正予算

議案第10号 平成29年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

第11款災害復旧費

議案第11号 平成29年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第13号 平成29年度南国市農業集落排水事業特別会計予算

議案第16号 平成29年度南国市企業団地造成事業特別会計予算

議案第18号 平成29年度南国市水道事業会計予算

議案第19号 平成29年度南国市下水道事業会計予算

議案第22号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第23号 南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第24号 南国市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 議案第25号 南国市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例
議案第30号 南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第34号 市道の認定について
議案第35号 普通財産の無償貸付けについて
議案第36号 普通財産の無償貸付けについて

教育民生常任委員会

- 議案第1号 平成28年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第5号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第6号 平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 議案第8号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 議案第10号 平成29年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第14号 平成29年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 平成29年度南国市介護保険特別会計予算
- 議案第17号 平成29年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 議案第21号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

＊

○議長（西岡照夫君） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明15日から20日までの6日間は、委員会審査等のため休会し、3月21日

に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月21日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時33分 散会